

横須賀市「子育て応援ひろば すかみらい」協賛規約

横須賀市（以下「本市」という。）は、子育てを応援する市内事業者等と連携し、横須賀市「子育て応援ひろば すかみらい」（以下「すかみらい」という。）を運営します。すかみらいに協賛を希望される事業者の皆様におかれましては、本規約に記載する条件にご同意のうえ、協賛事業者登録（以下「事業者登録」という。）をしていただきますようお願いいたします。

（目的）

第1条 本規約は、すかみらいにおける事業者登録及びサービスの提供に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）協賛事業者

すかみらいの事業者登録を行った市内事業者等をいう。

（2）メンバーズクラブ会員

すかみらいのメンバーズクラブ会員登録を行った者をいう。

（3）会員特典

協賛事業者が提供する、体験イベントや各種サービスで、割引や特典などの優待を受けられることをいう。

（4）会員登録証

本市がメンバーズクラブ会員に対して交付するものをいう。

（5）ウェブサイト

本市が提供し、運用及び管理を行うすかみらいのウェブサイト进行。

（業者登録の対象）

第3条 事業者登録ができる事業者は、原則として、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）店舗、事務所又は事業所が市内にあること。

（2）子育て世帯の支援その他これに関連する事業を行っている、または子育て世帯向けのサービスを提供している事業者であること。

(3) 宗教活動を主たる目的としないこと。

(4) 下記の項目を現在行なっておらず、今後も行わないこと。

(ア) 公序良俗に反する事業。

(イ) 法令に違反し、又は違反するおそれのある取引若しくは事業。

(ウ) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他これらに類する取引。

(5) その他市長が必要と認める条件を満たすこと。

2 本市は、前項の規定にかかわらず、事業者登録を行うことが適当でないと認めるときは、事業者登録をしないことができる。

(協賛事業者の行うこと)

第4条 協賛事業者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 事業者登録した内容によるサービスの提供。

(2) サイトに掲載する情報等の提供。

(3) その他、すかみらいの運営に必要な協力。

(事業者登録の手続き)

第5条 事業者登録を希望する者は、ウェブサイトにて事業者登録の申請を行う。

2 本市は、前項に定める申請を受けた場合において、第3条に規定する要件を満たすと認めるときは、申請者の事業者登録を行うものとする。

3 本市は、事業者登録を希望する者が、前項に定める申請を行った時点で、申請者が本規約の内容に同意したものとみなす。

4 事業者登録の有効期間は、登録が行われた年度の3月31日までとする。

(事業者登録の更新)

第6条 本市は、事業者登録の有効期間の満了の1か月前までに、協賛事業者から引き続き登録の意思を確認したときは、当該有効期間を、当該満了の日の属する年度の翌年度の3月31日まで更新することができ、以後も同様とする。

(事業者登録内容の変更等)

第7条 本市は、協賛事業者からの申し出により、事業者登録内容を変更、又は廃止することができる。

(事業者登録の廃止)

第8条 本市は、次の場合事業者登録を廃止することができる。

- (1) 第3条1項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第7条の規定による廃止の届出を受けたとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により事業者登録を受けたとき。
- (4) 本規約に違反したとき。
- (5) その他、すかみらいの趣旨にそぐわないと市長が判断したとき。

2 事業者登録を廃止する場合、協賛事業者は、既定の協賛廃止届にて事業者登録の廃止を申請しなければならない。

3 本市は、前項の規定により事業者登録の廃止の申請を受けたときは、必要な手続きを行い、協賛事業者としての登録取扱い及びサイトに掲載中の情報の削除を行う。

(サービスの範囲)

第9条 協賛事業者がメンバーズクラブ会員に提供するサービスの範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 宗教活動を主たる目的とするもの。
- (4) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他これらに類する取引に係るもの。
- (5) その他本市が適当でないと認めるもの。

(サービスの提供)

第10条 協賛事業者は、サービスの提供にあたり、利用資格の確認を行うためメンバーズクラブ会員に対して会員登録証の提示を求めることができる。

(経費の補填)

第11条 本市は、協賛事業者がサービスの提供にあたり負担する経費について、一切の補填を行わない。

(サイトの停止又は中断)

第12条 本市は、次の各号に該当する場合には、協賛事業者に事前に通知することなく、サイト運営の全部又は一部を停止又は中断することができる。

- (1) ウェブサイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合。
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合。

(3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力によりサイトの運営ができなくなった場合。

(4) その他、本市が停止又は中断を必要不可避と判断した場合。

2 前項各号に定める事由により本市がサイト運営を中断し協賛事業者が損害を被った場合、本市は一切その責任を負わない。

(サイトの権利帰属)

第13条 サイトに関する所有権及び知的財産権は、協賛事業者の制作にかかる情報を除き、本市に帰属する。

(保証の否認及び免責)

第14条 本市は、すかみらいの運営に関し、いかなる保証（コンテンツ、文章、画像その他の情報の正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、目的適合性に関する保証及び本サイトの利用によって生じる結果の保証を含むが、これらに限らない。）はしない。

2 本市が本規約に則り、すかみらいの運営を誠実に行うことを努める限り、運営に関して協賛事業者に損害が生じたとしても、その理由及び原因を問わず一切の責任を負わない。

3 本市は、協賛事業者とメンバーズクラブ会員との間の取引等には一切関与しないものとし、すかみらいの運営に関連して協賛事業者に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、本市はこれを賠償又は補償する一切の責任を負わない。

4 前項までの規定ほか、すかみらいの運営に関連して、協賛事業者とメンバーズクラブ会員や第三者との間で生じたトラブルに関して、本市の責任に帰すべき事由に起因するものを除き、本市は一切の責任を負わない。

(協賛事業者の責務)

第15条 協賛事業者は事業者登録の内容について一切の責任を負う。

2 協賛事業者は、事業者登録の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び事業者登録の内容に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本市に対して保証する。

3 協賛事業者は、本規約に違反することにより本市に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

4 協賛事業者は、すかみらいに関連してメンバーズクラブ会員や第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争が生じた場合は、協賛事業者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理する。

(権利譲渡等の禁止)

第 16 条 協賛事業者は、本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡又は担保の用に供してはならない。

(規約内容の変更)

第 17 条 本市は、必要に応じて協賛事業者の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容について変更できる。

2 本市は、本規約内容を変更したときはウェブサイト掲載により通知を行う。

(個人情報の保護)

第 18 条 協賛事業者がサービスを提供するにあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、横須賀市個人情報の取り扱いに関する特記事項に準じ、その取り扱いに万全の対策を講じなければならない。

(協議解決)

第 19 条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合は別途協議する。

附則

本規約は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。